

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日语译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；</li> <li>关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的<a href="#">订阅规则</a>；</li> <li>如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的<a href="#">“里兆法律资讯”</a>栏目；</li> <li>如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系<a href="#">联系</a>。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。</li> <li>「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの<a href="#">受信にあたってのお願い</a>をご覧ください。</li> <li>「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの<a href="#">「里兆法律情報」</a>の欄をご覧ください。</li> <li>ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご<a href="#">連絡</a>ください。</li> </ul> |
|--|---|



**Issue 263-2011/08/13~2011/08/19**

目录

（点击目录标题，可转至相应正文；点击正文标题，可返回目录。）

**一、相关新法令、新政策**

- 关于核定境内银行 2011 年度融资性对外担保余额指标有关问题的通知..... 2
- 现行有效外汇管理主要法规目录（截至 2011 年 06 月底）..... 2
- 关于开展单用途预付卡专项检查工作的通知..... 2
- 关于审理政府信息公开行政案件若干问题的规定..... 3
- 关于促进物流业健康发展政策措施的意见 3
- 建筑业发展“十二五”规划..... 4
- 禁止在广告中宣传“解释权归经营者所有”等内容的审查要求（上海）..... 4

**二、相关新信息**

- 《刑事诉讼法》第二次大修..... 4
- 国家税务总局负责人解答执行新《个人所得税法》三大问题..... 5
- “极品”属于绝对化用语 广告中禁用..... 6
- 国家工商总局：企业违法记录将可上网查询..... 6
- 《公司债权转股权登记管理办法》、《流通环节不符合食品安全标准食品和超过保质期食品的退市和销毁管理办法》公开征求意见..... 7
- 最高人民法院就劳动争议司法解释（四）征求意见..... 7
- 北京调整民商等案件级别管辖标准..... 7

目次

（目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。）

**一、関連する新法令、新政策**

- 国内銀行 2011 年度融資性对外担保残高指標査定関係事項に関する通知..... 2
- 現行の有効な外貨管理主要法規目録(2011 年 6 月末迄)..... 2
- 個別用途のプリペイドカード個別検査作業を実施することについての通知..... 2
- 政府情報公開行政案件審理若干事項についての規定..... 3
- 物流業の健全な発展を促す政策措置に関する意見 3
- 建築業発展「第十二期五ヶ年」計画..... 4
- 広告中で「解释权は事業者の所有に帰する」等の内容の宣伝を禁止する審査要求（上海）.. 4

**二、関連する新着情報**

- 「刑事诉讼法」二回目の大改正..... 4
- 国家税務総局責任者が新「个人所得税法」執行における 3 つの重要な問題について回答する.. 5
- 「極上品」は絶対化した用語に該当し、広告中での使用は禁止される..... 6
- 国家工商総局：企業違法記録がオンラインで照合できる..... 6
- 「会社債権株式化登記管理弁法」、「流通段階で食品安全基準に適合しない、及び品質保証期間を過ぎた食品の市場撤退及び廃棄処分管理弁法」がパブリックコメントを募集する..... 7
- 最高人民法院が労使紛争の司法解释（四）について意見を募集している..... 7
- 北京は民商事等の案件等級別管轄基準を調整した..... 7

## 一、相关新法令、新政策

### ● 关于核定境内银行 2011 年度融资性对外担保余额指标有关问题的通知

【发布单位】国家外汇管理局

【发布文号】汇发〔2011〕30 号

【发布日期】2011-07-27

【内容提要】根据该通知：

- 适当调减 2011 年度境内银行融资性对外担保指标规模。
- 境外机构在境外发行债券，拟由境内银行、非银行金融机构或企业提供对外担保的，境内担保人应经所在地外汇局报国家外汇管理局逐笔核准。
- 暂不受理境内房地产企业为其境外子公司在境外发行债券提供对外担保的申请。
- 外汇管理部门受理境内机构融资性对外担保申请事项，以及境内银行办理融资性对外担保业务时，均应严格审核境外被担保人融资资金的具体用途，担保项下融资资金不得以股权或债权投资等形式直接或间接调回境内。
- 境内机构提供人民币对外担保，原则上按照《[国家外汇管理局关于境内机构对外担保管理问题的通知](#)》的有关规定进行管理。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.safe.gov.cn/model\\_safe/laws/law\\_detail.jsp?ID=8040200000000000,51&id=4](http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=8040200000000000,51&id=4)

### ● 现行有效外汇管理主要法规目录（截至 2011 年 06 月底）

【发布单位】国家外汇管理局

【发布日期】2011-08-15

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.safe.gov.cn/model\\_safe/laws/law\\_detail.jsp?ID=8010000000000000,68&id=4](http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=8010000000000000,68&id=4)

### ● 关于开展单用途预付卡专项检查工作的通知

【发布单位】商务部办公厅

【发布日期】2011-08-15

【内容提要】该通知要求对单用途预付卡企业落实“实名登记、限额发行、非现金购卡制”的情况进行检查。检查对象为单

## 一、関連する新法令、新政策

### ● 国内銀行 2011 年度融資性对外担保残高指標查定関係事項に関する通知

【発布機関】国家外貨管理局

【発布番号】匯発〔2011〕30 号

【発布日】2011-07-27

【概要】本通知によると以下の通りである。

- 2011 年度国内銀行の融資性对外担保指標規模を適度に縮小する。
- 国外機関が海外で債券を発行し、国内銀行、非銀行金融機関又は企業が对外担保を提供する場合、国内の保証人は、所在地の外貨管理局を通じて国家外貨管理局に逐一認可を獲得しなければならない。
- 国内の不動産企業がその国外の子会社による国外での債券発行のために对外担保を提供する申請は暫時受理しない。
- 外貨管理部門が国内機関の融資性对外担保申請を受理する場合、及び国内銀行が融資性对外担保業務を取扱う場合、いずれも国外の被保証人の融資資金の具体的な用途を厳格に審査しなければならない。担保に基づく融資資金は持分又は債権投資等の形式にて直接又は間接的に国内に戻してはならない。
- 国内機関が人民元建对外担保を提供する場合、原則として、「[国家外貨管理局による国内機関の对外担保管理事項についての通知](#)」の関係規定に基づき管理しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.safe.gov.cn/model\\_safe/laws/law\\_detail.jsp?ID=8040200000000000,51&id=4](http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=8040200000000000,51&id=4)

### ● 現行の有効な外貨管理主要法規目録(2011 年 6 月末迄)

【発布機関】国家外貨管理局

【発布日】2011-08-15

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.safe.gov.cn/model\\_safe/laws/law\\_detail.jsp?ID=8010000000000000,68&id=4](http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_detail.jsp?ID=8010000000000000,68&id=4)

### ● 個別用途のプリペイドカード個別検査作業を実施することについての通知

【発布機関】商务部办公厅

【発布日】2011-08-15

【概要】本通知は、個別用途のプリペイドカード企業による「实名登記、限度額発行、非現

用途预付卡发卡企业，特别是大型商场、超市，大型餐饮、美容、保健、洗浴等生活服务企业，以及同一品牌连锁企业等发行规模大、用卡占比高、消费者数量多的重点发卡企业。

【备注】商务部办公厅另行发布《[关于贯彻落实规范商业预付卡管理意见的通知](#)》，督促商业企业严格规范发卡行为，并将制定实施方案和措施（包括：拟出台《单用途预付卡发行管理办法》、制定《单用途预付卡发行服务规范》等）。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/h/redht/201108/20110807701405.html>

金カード購入制」の実施状況について検査を行うよう要求している。検査対象となるのは、個別用途のプリペイドカード発行企業であり、とりわけ大型デパート、スーパーマーケット、大型レストラン、美容、健康、銭湯等の生活サービス企業、及び同一ブランドのチェーン企業等の発行規模が大きく、カード使用率が高く、消費者数が多い重点カード発行企業である。

【備考】商務部弁公庁は、「[商業プリペイドカード管理の規範化意見を貫徹することについての通知](#)」を別途発行し、商業企業に対し、カード発行行為の厳格な規範化を促し、実施方案と措置（「個別用途のプリペイドカード発行管理弁法」の公布、「個別用途プリペイドカード発行サービス規範」の制定等を含む）を制定する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/h/redht/201108/20110807701405.html>

● [关于审理政府信息公开行政案件若干问题的规定](#)

【发布单位】最高人民法院  
 【发布文号】法释〔2011〕17号  
 【发布日期】2011-07-29  
 【实施日期】2011-08-13  
 【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.court.gov.cn/xwzx/yw/201108/t20110815\\_159789.htm](http://www.court.gov.cn/xwzx/yw/201108/t20110815_159789.htm)

● [政府情報公開行政案件審理若干事項についての規定](#)

【発布機関】最高人民法院  
 【発布番号】法釈〔2011〕17号  
 【発布日】2011-07-29  
 【施行日】2011-08-13  
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.court.gov.cn/xwzx/yw/201108/t20110815\\_159789.htm](http://www.court.gov.cn/xwzx/yw/201108/t20110815_159789.htm)

● [关于促进物流业健康发展政策措施的意见](#)

【发布单位】国务院办公厅  
 【发布文号】国办发〔2011〕38号  
 【发布日期】2011-08-02  
 【内容提要】该意见提出若干措施，其中包括：

1	减轻物流企业税收负担（完善物流企业营业税差额纳税试点等）。
2	加大对物流业的土地政策支持力度。
3	促进物流车辆便利通行（降低过路过桥收费、推行不停车收费系统等）。
4	加快物流管理体制改革： ■ 对于法律未规定或国务院未批准必须由法人机构申请的资质，物流企业总部统一申请获得后，其非法人分支机构可向所在地有关部门备案获得。 ■ 物流企业总部统一办理工商登记注册和经营审批手续，其非法人分支机构可持总部出具的文件，直接到所在地工商行政管理机关申请登记注册，免于办理工商登记核转手续。
5	鼓励整合物流设施资源。

● [物流業の健全な発展を促す政策措置に関する意見](#)

【発布機関】國務院弁公庁  
 【発布番号】国弁發〔2011〕38号  
 【発布日】2011-08-02  
 【概要】本意見では若干の措置を打ち出しており、以下のものが含まれる。

1	物流企業の税収負担を軽減する（物流企業営業税差額納税試行等を整備する）。
2	物流業に対する土地政策支援を強化する。
3	物流車両の利便の通行を促進する（道路・橋通行料を引き下げ、ETCを普及させるなど）。
4	物流管理体制改革を加速させる。 ■ 法人機関が申請しなければならないと法律で定められておらず又は國務院の許可を受けていない資格については、物流企業本部が統一して申請獲得した後、その非法人分支機関が所在地の関係部門に届出を行い獲得することができる。 ■ 物流企業本部が工商登記登録及び事業審査許可手続を統一して行った後、その非法人分支機関が本部の発行した文書をもって、直接に所在地工商行政管理機関に赴き登記登録を申請することができ、工商登記認可手続を行わなくてよい。
5	物流施設資源の見直しを奨励する。

6	推进物流技术创新和应用。
7	加大对物流业的投入。
8	优先发展农产品物流业。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/zwqk/2011-08/19/content\\_1928314.htm](http://www.gov.cn/zwqk/2011-08/19/content_1928314.htm)

● 建筑业发展“十二五”规划

【发布单位】住房和城乡建设部  
 【发布文号】建市〔2011〕90号  
 【发布日期】2011-07-06  
 【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/zwqk/2011-08/18/content\\_1927995.htm](http://www.gov.cn/zwqk/2011-08/18/content_1927995.htm)

● 禁止在广告中宣传“解释权归经营者所有”等内容的审查要求（上海）

【发布单位】上海市工商行政管理局  
 【发布日期】2011-04-21  
 【内容提要】根据该审查要求：商业广告中不得使用“活动解释权归经营者所有”或者“保留最终解释权”及类似排除消费者行使合同解释权的用语。  
 【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.sgs.gov.cn/getPubInfo.action?pi.id=15139>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 《刑事诉讼法》第二次大修

全国人大常委会近日即将审议《刑事诉讼法修正案（草案）》。据参与修改的专家透露，此次《刑事诉讼法》修改的框架和内容目前已基本确定，涉及修改的条文将可能超过《刑事诉讼法》条文的四分之一，在许多方面都有较大突破。修改内容可能包括：

- 在不得刑讯逼供的条文中增加“不得强迫自证其罪”。
- 除严重危害国家安全、社会公共利益的案件外，一般案件中近亲属有拒绝作证的权

6	物流技術イノベーション及び応用を推進する。
7	物流業に対する投入を強化する。
8	農産物の物流業を優先的に発展させる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/zwqk/2011-08/19/content\\_1928314.htm](http://www.gov.cn/zwqk/2011-08/19/content_1928314.htm)

● 建築業発展「第十二期五ヶ年」計画

【発布機関】住宅及び都市部建設部  
 【発布番号】建市〔2011〕90号  
 【発布日】2011-07-06  
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/zwqk/2011-08/18/content\\_1927995.htm](http://www.gov.cn/zwqk/2011-08/18/content_1927995.htm)

● 広告中で「解释权は事業者の所有に帰する」等の内容の宣伝を禁止する審査要求（上海）

【発布機関】上海市工商行政管理局  
 【発布日】2011-04-21  
 【概要】本審査要求によると、商業広告中では「活動解释权は事業者の所有に帰する」又は「最終的な解释权を留保する」及び消費者による契約解释权行使を排除する類の用語を使用してはならない。  
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.sgs.gov.cn/getPubInfo.action?pi.id=15139>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● 「刑事诉讼法」二回目の大改正

全国人民代表大会常務委員会は、近日、「刑事诉讼法改正案（草案）」を審議する。改正に参加した専門家が明かしたところによると、この度の「刑事诉讼法」改正の枠組み及び内容は現時点でほぼ確定しており、改正する条文もおそらく「刑事诉讼法」条文の 4 分の 1 を超え、多くの方面において更新が行われると見られている。改正内容には次のものが含まれると思われる。

- 拷問による自白の強要を禁止する条文中に「自供の脅迫の禁止」を追加する。
- 国の安全、社会の公共の利益を深刻に脅かす案件を除き、一般の案件においては、近親族に

- 利。近亲属只限于父母、子女和配偶。
- 明确律师在侦查阶段的辩护人身份、明确会见不受监听既包括不受技术监听也包括侦查人员不在场，以及除例外情况下律师可凭“三证”（律师执业证、授权委托书或者法律援助公函、律所的介绍信）会见当事人等。
- 允许反部门使用技侦手段，公安、国安还可以使用其他秘密技侦手段，通过技侦手段获得的资料可直接作为证据使用，无须转化。

(摘自《法制日报》；2011年08月21日发布)

は証言を拒否する権利がある。近親族は両親、子女及び配偶者に限られる。

- 弁護士の捜査段階での弁護人としての身分を明確にし、面会時に監視されないことには技術的な監視だけでなく捜査員の立会いも受けず、また例外状況を除き弁護士は「3つの証書」(弁護士執務証、委任状又は法律支援公文書簡、弁護士の紹介状)をもって当事者と面会できること等を明確にした。
- 腐敗防止部門が技術的捜査手段を使用することを認め、公安、国家安全部門はその他秘密の技術的捜査手段を使用することができ、技術的捜査手段を通じて入手した資料は直接に証拠として使用することができ、変更する必要はない。

(2011年8月21日付の「法制日報」より抜粋)

● 国家税务总局负责人解答执行新《个人所得税法》三大问题

修改后的《个人所得税法》及其《实施条例》将自2011年09月01日起施行，国家税务总局也发布了《关于贯彻执行修改后的个人所得税法有关问题的公告》。日前，国家税务总局相关负责人就新税法与原税法如何衔接接受了采访。简要介绍如下：

工资、薪金所得如何衔接	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 2011年09月01日(含)以后实际取得的工资、薪金所得，应适用新税法的减除费用标准(3500元/月)和税率表，计算缴纳个人所得税。</li> <li>▪ 2011年09月01日前实际取得的工资、薪金所得，无论税款是否在2011年09月01日以后由扣缴义务人申报入库，均适用原税法的减除费用标准(2000元/月)和税率表，计算缴纳个人所得税。</li> <li>▪ 2011年取得年终奖金的，若当月工资不足减除费用(3500元)，则可先补足。剩余部分除以12个月，得出月均收入，根据税率表适用其对应的税率和速算扣除数。</li> </ul>
涉外人员附加减除费用如何调整	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 在中国境内无住所而在中国境内取得工资、薪金所得的纳税义务人和在中国境内有住所而在中国境外取得工资、薪金所得的纳税义务人的工资、薪金所得减除费用标准由2000元/月提高到3500元/月；</li> <li>▪ 附加减除费用标准由2800元/月调整为1300元/月；</li> <li>▪ 因此，总减除费用标准保持现行4800元/月不变。</li> </ul>

(摘自国家税务总局；2011年08月16日发布)

● 国家稅務總局責任者对新「個人所得稅法」執行における3つの重要な問題について回答する

改正後の「個人所得稅法」及びその「實施條例」が2011年9月1日から施行されるが、国家稅務總局も「改正後の個人所得稅法の實施を貫徹することについて公告」を公布している。先頃、国家稅務總局の關係する責任者は新稅法と原稅法を如何に連結させるかについて取材を受けた。以下簡潔に紹介する。

給与、給料所得を如何に連結させるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 2011年9月1日(同日含)以降に実際に取得する給与、給料所得は、新稅法の費用控除基準(3500元/月)及び稅率表を適用し、個人所得稅を算出し納付する。</li> <li>▪ 2011年9月1日までに実際に取得する給与、給料所得は、稅金が2011年9月1日以降に源泉徴收義務者が入庫を申請するかどうかにかかわらず、いずれも原稅法の費用控除基準(2000元/月)及び稅率表を適用し、個人所得稅を算出し納付する。</li> <li>▪ 2011年に年末賞与を取得した場合、当月の給与が控除費用(3500元)に満たない場合は、まず差額を補充することができる。残りの部分は12ヶ月で割り、月の平均收入を算出し、稅率表に基づき対応する稅率及び速算控除数を適用する。</li> </ul>
涉外人員の附加費用控除を如何に調整するか	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 中国国内に住所がないが中国国内で取得した給与、給料所得の納稅義務者及び中国国内に住所があるが中国国外で取得した給与、給料所得の納稅義務者の給与、給料所得の費用控除基準は2000元/月から3500元/月に引き上げる。</li> <li>▪ 附加費用控除基準は、2800元/月から1300元/月に調整する。</li> <li>▪ したがって、全体で見た場合の控除費用基準は、現行の4800元/月で据え置きとなる。</li> </ul>

(2011年8月16日付の国家稅務總局より抜粋)

● “极品”属于绝对化用语 广告中禁用

日前，国家工商行政管理总局在其网站公布以前的答复，重申：广告不得使用“国家级”、“最高级”、“最佳”等绝对化用语。“极品”两字，与上述用语含义相同，属于绝对化用语，故适用上述规定。

(摘自国家工商行政管理总局网站；2011年08月01日发布)

● 「極上品」は絶対化した用語に該当し、広告中での使用は禁止される

先頃、国家工商行政管理総局はそのウェブサイト上で過去の回答を公表し、広告中では「国家级」、「最高級」、「最良」等の絶対化した用語の使用を禁止すると改めて言及した。「極上品」という言葉については、上記の用語の意味と同じであり、これも絶対化した用語であるため、上記の規定が適用されるとした。

(2011年8月1日付の国家工商行政管理総局ウェブサイトより抜粋)

● 国家工商总局：企业违法记录将可上网查询

日前，国家工商行政管理总局表示：

建成国家经济户籍库	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 将用3年左右的时间，建成“国家经济户籍库”，对企业进行信用分类监管。</li> <li>■ “国家经济户籍库”将“全国统一、信息完整、准确及时、动态更新、开放共享”。全国工商系统信息互联互通，及时采集录入，数据准确率、完整率要达到99%以上。</li> <li>■ 将向公众提供查询服务，公众届时能上网查询到企业登记身份记录、违法行为记录。</li> <li>■ 整合资源，把企业信用分类监管、个体工商户信用分类、商品交易市场信用分类、公平交易执法监管、12315维权平台等信用数据汇集起来。</li> </ul>
增加失信成本	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 将被吊销营业执照的企业法人、法定代表人的信息录入到系统，强化对任职限制信息的管理。</li> <li>■ 对已纳入黑名单数据库的企业法人及法定代表人，要慎重对待，严格依法依规控制其任职限制期限和范围，而对限制期届满的，应及时解除限制措施，还要与其他部门建立信息互通共享，延伸“黑名单”的警示功能，增加企业的失信成本。</li> </ul>

(摘自《新京报》；2011年08月21日发布)

● 国家工商总局：企业违法记录可在线阅读

先頃、国家工商行政総局は以下の通り述べた。

国家经济户籍数据银行	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 3年前後の時間を費やし、「国家经济户籍データバンク」を構築し、企業に対し信用分類別監督管理を実施する。</li> <li>■ 「国家经济户籍データバンク」は、「全国统一、情報整備、正確タイムリー、動態更新、開放共有」する。全国工商システム情報は、ネットワークを通じて相互に連結し、遅滞なく収集して入力し、データ正確率、整備率を99%以上に到達させる。</li> <li>■ 公衆に照会サービスを提供し、公衆が必要なときにオンラインで企業の登記身分記録、違法行為記録を照会できるようにする。</li> <li>■ 資源を見直し、企業信用分類別監督管理、個人商工事業者の信用分類、商品取引市場信用分類、公正取引法執行監督管理、12315 権利擁護プラットフォーム等の信用データを集約する。</li> </ul>
信用喪失のコストを増やす	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 営業許可証を没収された企業法人、法定代表者の情報をシステムに入力し、就任制限情報の管理を強化する。</li> <li>■ ブラックリストデータベースに書き込まれた企業法人及び法定代表人に対しては、慎重に対応し、法律と規則に照らしてその就任制限期限及び範囲を厳格に制御し、制限期間が満了したものについては、その制限措置を遅滞なく解除しなければならず、さらにその他部門と情報の交換共有を構築し、「ブラックリスト」の注意喚起機能を延長し、企業の信用喪失コストを増やす。</li> </ul>

(2011年8月21日付の「新京報」より抜粋)

● [《公司债权转股权登记管理办法》、《流通环节不符合食品安全标准食品和超过保质期食品的退市和销毁管理办法》公开征求意见](#)

日前，国家工商行政管理总局发布 [《公司债权转股权登记管理办法（征求意见稿）》](#)，并公开征求意见（截止日期为 2011 年 09 月 02 日）。根据该征求意见稿：

- 债权转股权，是指债权人以其依法享有的对在中国境内设立的有限责任公司或者股份有限公司的债权，转为公司股权，增加公司注册资本的行为。
- 债权人将对外商投资的公司的债权转为股权，或者境外债权人将已经国家外汇管理部门依法登记的对公司的外债转为公司股权，应当遵守有关外商投资的法律、行政法规、规章和该办法的规定，并经过审批部门批准。
- 债权转股权作价出资金额与其他非货币财产作价出资金额之和，不得高于公司注册资本的百分之七十。

日前，国家工商行政管理总局发布 [《流通环节不符合食品安全标准食品和超过保质期食品的退市和销毁管理办法（征求意见稿）》](#)，并公开征求意见（截止日期 2011 年 08 月 29 日）。

（里兆律师事务所 2011 年 08 月 19 日整理编写）

● [最高人民法院就劳动争议司法解释（四）征求意见](#)

日前，最高人民法院劳动争议司法解释（四）征求意见研讨会在山西太原召开。来自全国近 20 个高、中级人民法院的一线法官参加了研讨。

（摘自中国法院网；2011 年 08 月 18 日发布）

● [北京调整民商等案件级别管辖标准](#)

日前，北京市高级人民法院对北京市三级法院一审民商事案件级别管辖标准和中院执行案件进行了调整。本次级别管辖调整没有涉及实行集中管辖的涉外、涉港澳台民商事案件和知识产权案件。根据调整方案：

- 北京市区县区人民法院、铁路运输法院管辖诉讼标的额在 1 亿元以下的第一审民商事案件，管辖婚姻、继承、家庭、物业服务、人身损害赔偿、交通事故、劳动争议案件以及群体性纠纷案件。
- 北京市各中级法院管辖诉讼标的额在 1 亿

● [「会社債権株式化登記管理弁法」、「流通段階で食品安全基準に適合しない、及び品質保証期間を過ぎた食品の市場撤退及び廃棄処分管理弁法」がパブリックコメントを募集する](#)

先頃、国家工商行政管理総局は、[「会社債権株式化登記管理弁法（意見募集案）」](#)を公表し、且つパブリックコメントを募集している（募集締切日は 2011 年 9 月 2 日）。本意見募集案によると以下の通りである。

- 債権株式化とは、債権者が自己の法に照らして保有する中国国内に設立した有限責任会社又は株式会社に対する債権をもって、会社の株式とし、会社の登録資本を増額する行為をいう。
- 債権者が外商投資による会社の債権を株式とし、又は海外の債権者がすでに国家外貨管理部門での法による登記を経た会社に対する外債を会社の株式とする場合、外商投資に関する法律、行政法規、規則及び本弁法の規定を遵守し、且つ審査許可部門の許可を受けなければならない。
- 債権株式化により価格設定した出資金額とその他非貨幣性資産により価格設定した出資金額との合計額は、会社登録資本の 70%を超えてはならない。

先頃、国家工商行政管理総局は [「流通段階で食品安全基準に適合しない、及び品質保証期間を過ぎた食品の市場撤退及び廃棄処分管理弁法（意見募集案）」](#)を公表し、且つパブリックコメントを募集している（募集締切日は 2011 年 8 月 29 日）。

（里兆法律事務所が 2011 年 8 月 19 日付で作成）

● [最高人民法院が労使紛争の司法解释（四）について意見を募集している](#)

先頃、最高人民法院は、労使紛争の司法解释（四）についての意見募集検討会を山西太原にて開催した。全国 20 近い高級、中级人民法院の第一線の裁判官が検討に参加した。

（2011 年 8 月 18 日付の中国法院ウェブサイトより抜粋）

● [北京は民商事等の案件等級別管轄基準を調整した](#)

先頃、北京市高级人民法院は、北京市三級法院第一審民商事案件等級別管轄基準及び高級法院による執行案件を調整した。この度の等級別管理の調整においては、集中管理を実施する外国関連、香港・マカオ・台湾居住民関連の民商事案件及び知的財産案件には触れられていない。調整方案によると以下の通りである。

- 北京市区县人民法院、鉄道輸送法院は、訴訟係争額が 1 億人民元以下の第一審民商事案件を管轄し、婚姻、相続、家庭、不動産管理サービス、人身損害賠償、交通事故、労働

元以上の第一審民商事案件，管辖诉讼标的额在 5000 万元以上且当事人一方住所地不在本市辖区的第一审民商事案件。

- 高级法院管辖本辖区有重大影响的第一审民商事案件，不再受理执行实施案件。
- 对重大疑难、新类型和在适用法律上有普遍意义的案件，由上级法院自行决定由其审理，或者根据下级法院报请决定由上一级法院审理。

（摘自新华网；2011 年 08 月 16 日发布）

爭議案件及び集団性紛争案件を管轄する。

- 北京市各中級法院は、訴訟係争額が 1 億人民元以上の第一審民商事案件を管轄し、訴訟係争額が 5000 万元以上且つ当事者の一方の住所地在本市管轄区にない第一審民商事案件を管轄する。
- 高級法院は本管轄区内の重大な影響のある第一審民商事案件を管轄し、案件の執行については爾後受理しない。
- 重大で難解な案件、新型の案件及び準拠法において普遍的な意味のある案件については、上級法院がその審理を独自で決定し、又は下級法院からの上申に基づき直近上級の法院による審理を決定する。

（2011 年 8 月 16 日付の新華網ウェブサイトより抜粋）